〔別紙1―1〕

○　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

新	旧
（認定投資者保護団体の認定の申請） 第十八条の四の三　（略） ２～４　（略） ５　第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。 （略） 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条に規定する組合及び同法第九条の七の五第一項に規定する共済代理店 （略） （略） 中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介 （略） （略） 経済産業大臣 （略）	（認定投資者保護団体の認定の申請） 第十八条の四の三　（略） ２～４　（略） ５　第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。 （略） 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条に規定する組合及び同法第九条の七の五第二項に規定する共済代理店 （略） （略） 中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介 （略） （略） 経済産業大臣 （略）